

2025 年度 奨学生募集要項

公益財団法人 小原白梅育英基金

1. 趣 旨

この育英基金は、向学心にあふれ品行方正、学術優秀でありながら、経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金を援助し、もって社会に役立つ人材を育成することを目的とします。

2. 特 色

この奨学金の特色は次の通りです。

- (1) 奨学金は給付とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の学問専攻分野は制約しません。
- (3) 奨学生の卒業後の就職、その他一切について本人の自由とします。
- (4) 他の奨学金との併給は、原則として認めません。
(但し、日本学生支援機構貸与型を除く)
- (5) 大学内の経済的、成績等による奨学金の併給は可能です。
- (6) 「国の修学支援新制度」における併用について、
 - ・授業料等免除、減免（入学金減免を含む）は併用可。給付奨学金は併用不可。
 - ・但し、給付型奨学金部分は当基金の奨学金と趣旨が重なるため併用不可となる。

3. 奨学生の応募資格

奨学生となるためには、次の条件を満たす者でなくてはなりません。

- (1) 資 格
 - ① 大学1年生。
 - ② 学術優秀な者。
 - ③ 品行方正で、礼儀、礼節、身なり、言葉遣いが当育英基金の奨学生として相応しい者。
 - ④ 保護者の年収や資産が著しく少なく、学費の支弁が困難な者。
 - ⑤ 在学する大学の推薦を受けた者。

< 注意事項 >

当育英基金の方針として、男女を問わず頭髪を過度に茶髪等に染めたり、男性で長髪等、基金奨学生として相応しくない身なりにしている者は採用しません。
採用後にそのような身なりをする者も不適格者として直ちに除名しますので、十分に留意してください。

(2) 人 物

健康で、向学心に富み、行動が学生に相応しく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者。

(3) 家 計

学費の支弁が困難な者。

日本学生支援機構(第一種)の基準に準じ、その基準内である者。

※家族の収入は、奨学生願書の家族状況月収(税込み)欄に明記のこと。

(4) 学 力

高等学校の全履修科目について平均した評定が 3.5 以上であった者。

(5) 家庭の教育に対する関心度

家庭、特に保護者が、本人の教育に対して十分な関心と理解を持っており、学習半ばにして退学するような懸念のない者。

4. 採用予定人員

大学 1 年次に在学する者(全大学合計) 30 名程度

5. 奨学金の額と給付の方法

(1) 給付金額

月 額 5 万円

(2) 給付期間

在学する大学の正規の最短修業年限とします。

(3) 給付の方法

奨学金は、原則として毎月当月分を直接本人に給付します。

(毎月一定日に、本人名義の預金口座に入金します)

6. 奨学金の休止、停止または廃止

次のような場合には、その状況に応じ、奨学金の給付を休止、停止、または廃止することがあります。

(1) 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席した時。

(2) 奨学生が原級に止まった時、または卒業延期の恐れが生じた時。

(3) 奨学生の学業成績または性行が不良となった時。

(4) 負傷、疾病などのため成業の見込みがなくなった時。

(5) 奨学生として適当でない事実があった時。

(6) 在学校で処分を受け学籍を失った時。

(7) その他奨学生としての資格を失った時。

7. 手 続

(1) 提出書類

- ① 奨学生願書（当基金指定用紙を使用・顔写真貼付）
- ② 調査書（高等学校発行のもの）
- ③ 住民票（発行後3ヵ月以内のもの）※可能な限り家族全員の住民票
- ④ 家族の所得が証明できる資料
 - イ. 給与所得者は源泉徴収票（写）
 - ロ. 事業主は確定申告書（写）等

(2) 提出方法

在学大学経由にて、当基金事務局宛に提出してください。

提出書類一式をPDF等で、電子メールでの送付も可としますが、後日、原本の送付が必要です。

但し、提出本人写真は、機関誌の新入生写真に転用致します。

（大学として、当基金制定用紙にて一括推薦書を提出）

(3) 提出期限

2025 年 4 月 10 日（木）

（応募締切日は各大学により異なるため、担当課に問い合せてください）

(4) 提出先

〒141-8710

東京都品川区西五反田7丁目2番3号 城南信用金庫内

公益財団法人 小原白梅育英基金 事務局

電話 03 (3493) 8111（代表）

直通 03 (3493) 8135

メールアドレス：shiraume@jsbank.co.jp

8. 選考方法

大学の推薦を受けた応募者に対して、当基金の奨学生選考委員会による面接選考を行います。

9. 決定および通知

奨学生の決定は、選考委員会の選考を経て理事会が行い、その結果を書面により大学および本人に通知します。

10. 奨学生の義務

(1) 誓約義務

奨学生として採用された場合は、当基金所定の誓約書を提出する。

(2) 報告義務

奨学生は、毎学年終了後、生活状況報告書および成績証明書を理事長宛提出する。

- (3) 奨学生のために行う当基金の各行事等については積極的に参加し、奨学生間の意識の高揚、親睦に努める。
- (4) 当基金の「奨学金給付規程」その他の規程を守り、当基金ならびに大学の指示に従い、必要な手続きを怠りなく行う。

11. その他

当基金の奨学金を受けられても、卒業後の進路を拘束するものではないことを宣言致します。

以 上

公益財団法人 小原白梅育英基金

〒141-8710 東京都品川区西五反田7-2-3 ☎03-(3493)8111代